

事務連絡
令和5年10月23日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて

学校における通学用服等の学用品等の購入については、平成30年3月19日29初財務第26号「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて（通知）」等を踏まえ、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意いただいていると存じますが、この度、公正取引委員会が実施した「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」が公表され、その周知依頼が別添のとおりありましたので、改めて学校における通学用服等の学用品等の取扱いについての留意事項と併せて、下記のとおり周知いたしますので、引き続き十分にご了知の上、保護者の経済的負担の軽減について適切に取り扱われるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人理事長におかれては、その管下の学校に対して、本事務連絡の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。その際、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に送付する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する等、学校における働き方改革の推進の観点から、必要に応じて適切にご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について

公正取引委員会において、以下URLに「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」（令和5年10月公表）が掲載されているので、「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（平成29年11月公表）と併せて、保護者等の経済的負担の軽減に向けた取組を行うに当たっての参考とされたいこと。

（参考1）学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231023seihuku.html>

（参考2）公立中学校における制服の取引実態に関する調査について

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/nov/171129.html>

2 保護者の経済的負担軽減について

- (1) 学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものにならないよう留意すること。
- (2) 教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。

3 通学用服の選定等について

学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと。

4 保護者等学校関係者への情報提供について

学校においては、学校に関する保護者等学校関係者の理解を深める観点から、通学用服の選定や見直しの際には、保護者等学校関係者に対し通学用服の選定の経緯等について、ホームページ等を通じた情報提供が行われることが望ましいこと。

5 その他

国立、私立の学校の設置者においても、それぞれの実情に応じ、上記1～4を参考にすること。

<担当>

○保護者の経済的負担軽減について

初等中等教育局修学支援・教材課就学支援係

電話 03-6734-4671

○通学用服の選定について

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係

電話 03-6734-3299

事 務 連 絡
令和5年10月23日

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 御中

公正取引委員会事務総局官房参事官

学校制服の取引実態に関する事後検証報告書に係る周知について（依頼）

学校制服価格全般は長期にわたり上昇傾向にあり、近年は物価上昇の影響により家計の負担が大きくなる傾向にあることに鑑みれば、学校制服購入に係る保護者負担が軽減される意義は大きいと考えられます。

公正取引委員会は、平成29年11月に「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（平成29年報告書）を公表し、競争政策の観点から、学校制服の取引に関して制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、学校等に対して期待する取組を提言しました。今般、公正取引委員会が行った事後検証の結果、平成29年報告書の公表以降、上記提言に係る取組が全国の学校において一定程度進展していることが明らかになりました。また、こうした提言に係る取組を学校が実施することにより学校制服価格が低減する効果が検証されました。学校関係者におかれては、上記報告書における提言事項の実施を引き続き進めていただくことが、保護者負担の軽減の観点から有効と考えられます。

また、令和2年7月に公正取引委員会が制服販売店に対して排除措置命令を行った件に関して、今般、公正取引委員会が行った事後検証の結果、当該販売店による価格カルテルに係る合意の消滅後、当該カルテルの対象となっていた学校制服の価格が全国の学校制服の平均的な販売価格に比べて相対的に下落していることが明らかになりました。学校関係者におかれては、販売店間の価格カルテルを誘発しないよう留意していただくことが重要と考えられます。

公正取引委員会は、上記の事後検証結果について取りまとめ、「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」として本日公表いたしました。つきましては、全国の教育委員会及び学校等に対して、本事後検証報告書及び平成29年報告書について周知いただきますよう、御協力お願い申し上げます。

以上

参考1 「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」概要（令和5年10月23日）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231023seihuku.html>

参考2 「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」概要（平成29年11月29日）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/nov/171129.html>

趣旨
・
目的

- 過去に公正取引委員会が行った学校制服に関する二つの取組（アドボカシー活動及びエンフォースメント活動）
- 当該取組の趣旨を踏まえ、その後の**学校における対応状況、学校制服価格の状況の変化を検証**

①アドボカシー活動

平成29年11月「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」

②エンフォースメント活動

令和2年7月「愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する排除措置命令等」

①平成29年報告書の概要

- ・ 平成29年報告書では、公立中学校の制服取引において、独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無を明らかにするとともに、**学校に対して期待する取組を提言**。

▼ 学校に対して期待する取組（一部抜粋）

○制服メーカー及び指定販売店等の選定について

- ・ 学校においては、コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと
- ・ 制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においてその指定の必要性を確認すること
- ・ 学校が、指定販売店等を案内している状況では、指定販売店等を増やすこと

○制服の販売価格への関与について

- 学校が制服メーカーに対してコンペや見積り合わせを行う際に学校が制服の販売価格に関与する場合に、
- ・ コンペや見積り合わせにおいて制服メーカーに求める提示価格を販売店への卸売価格とすること
 - ・ 学校が販売店に対して販売価格を抑制するよう依頼する場合には、販売店が共同して販売価格の決定を行うといった独占禁止法違反行為を誘発しない方法で行われること

②令和2年命令の概要

- ・ 令和2年命令では、豊田6校の制服販売業者が価格カルテルを行っていたとして、**排除措置命令**を行った。

▼ 排除措置命令のポイント

制服販売業者は、

- 共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。
- 自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。・・・等

- ・ 公正取引委員会は、豊田6校を所管する愛知県教育委員会に対し、**制服の販売に関して留意すべき事項を通知**。

▼ 当該通知内容のポイント

- 1 豊田6校によっては、
 - (1) 指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼していたこと
 - (2) 制服に関する自校の要望等を特定の指定販売店を通じて他の指定販売店に伝達していたこと
 - (3) 指定販売店各社を一堂に集めた打合せ会を開催していたことが認められた。
- 2 愛知県立高等学校が制服について前記1の依頼等をする場合、その依頼等が指定販売店による情報交換の契機とならないよう留意すべき。

調査
方法

●アンケート

- ①無作為に抽出した全国の公立中学校（1,200校）及び公立高校（750校）（回収率約80%）
- ②愛知県豊田市に所在する県立高校6校

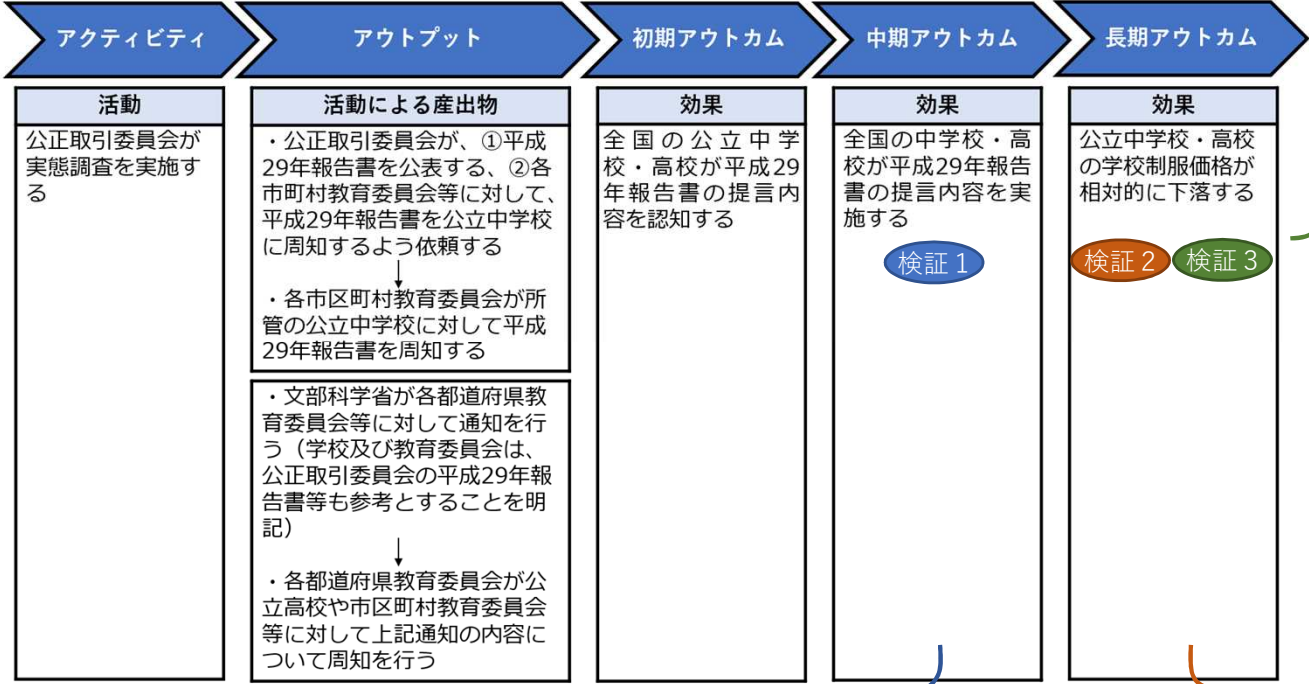


●分析

- ロジックモデルを設定し、
- ①学校による上記提言等への対応状況、
 - ②学校制服価格の状況、を分析（差の差分析などの経済分析を活用）

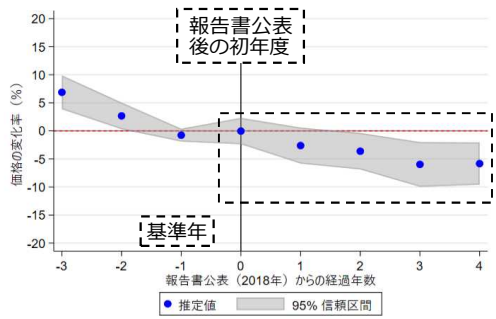
①平成29年報告書の事後検証の結果

▼ 平成29年報告書の事後検証におけるロジックモデル



検証3 ● アドボカシー活動を通じて発生した全体的な価格効果（長期アウトカム）

▼ アドボカシー活動全体を通じて発生した価格の効果（変化率（差の差）の推移）

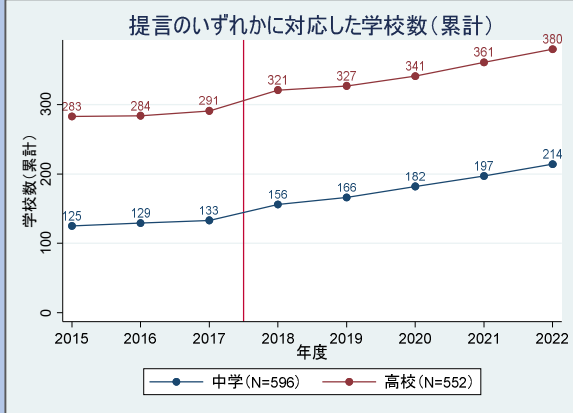


全国の学校制服価格は、平成29年報告書公表以降、他の服製品の価格と比べ下落傾向
報告書公表翌年から4年後には5.8%の価格低減効果

（Synthetic差の差分析の結果）

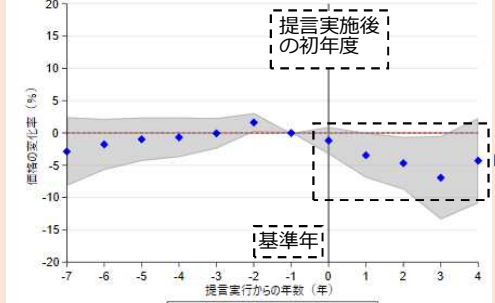
検証1 ● 報告書提言の実施状況（中期アウトカム）

- ・平成29年報告書における提言（スライド1参照）に係る事項を開始した学校が年々増加
- ・報告書公表翌年度（平成30（2018）年度）以降は、より多くの学校がこれら提言を開始



検証2 ● 提言実施の効果（長期アウトカム）

▼ いずれかの提言を実施することの効果（変化率（差の差）の推移）



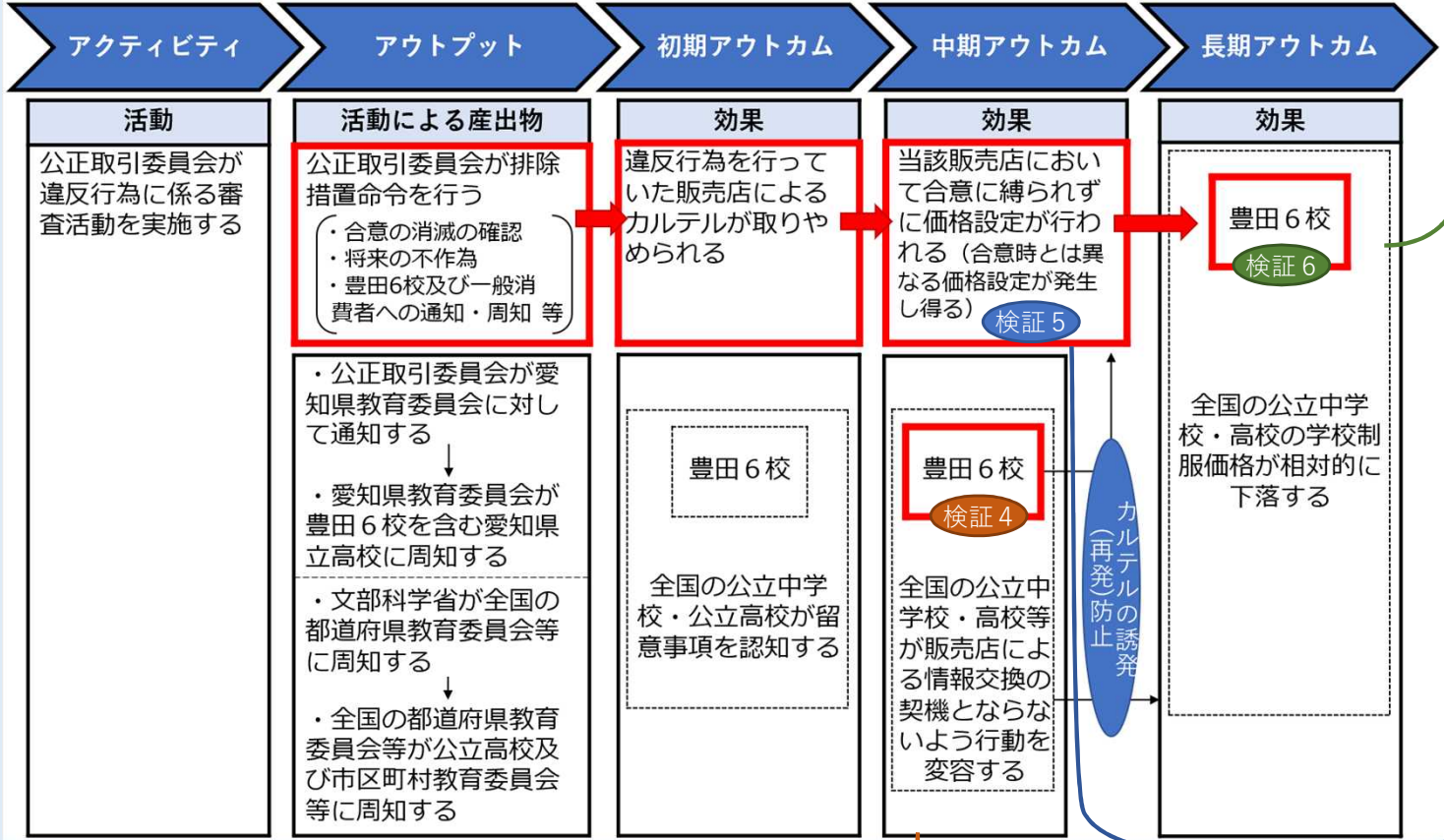
平成29年報告書公表後に提言内容を実施した学校の制服価格は、提言内容を実施していない学校の制服価格に比べて下落傾向

提言実施から3年後には6.9%の価格低減効果

（イベントスタディ・デザインを用いた Staggered差の差分析の結果）

②令和2年命令の事後検証の結果

▼ 令和2年命令の事後検証におけるロジックモデル



検証4 ● 豊田6校における対応 (中期アウトカム)

豊田6校において、販売店による価格カルテルの誘発を防止するよう行動が取られていることを確認

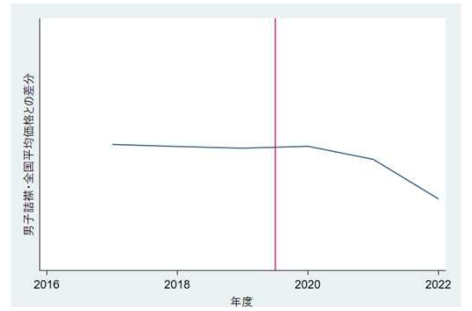
検証5 ● 販売店ごとの価格の動向に関する分析 (中期アウトカム)

豊田6校の制服において、違反行為の合意(制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意)と相反する価格設定の動き

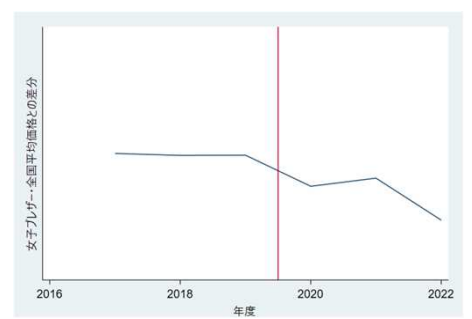
例：指定販売店のうちある販売店は一年度前と比較して価格を据え置く一方、他の販売店は一年度前と比較して価格を引き下げる、等

検証6 ● 豊田各校の価格下落状況の分析 (長期アウトカム)

▼ 豊田各校詰め襟(一校の例)と全国の価格差



▼ 豊田各校女子ブレザー(一校の例)と全国の価格差



合意の消滅後、「豊田各校の制服価格」と「全国の学校制服の平均価格」の差分(前者から後者を引いた金額)が減少傾向

豊田各校の制服価格が相対的に下落傾向

●事後検証の結果と意義

- 平成29年報告書の提言事項について学校における実施が一定程度進展。こうした提言事項の実施が**学校制服価格を低減させる効果**
- 学校制服の販売店における、価格カルテルに係る合意の消滅後に、豊田各校における**学校制服価格が相対的に下落**（また、豊田6校において制服販売店の情報交換の契機とならないよう行動が変容）

ブレザー（上下）
1着あたり2,000
円程度の価格低減
効果（保護者負担
の軽減）



結論

●学校関係者に対する期待

- 制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、平成29年報告書における提言事項の実施を引き続き進めていくことが有効
- 販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることが重要

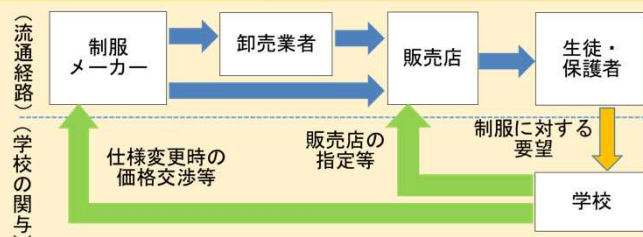
➡ 学校制服価格全般が上昇している中、上記取組が**保護者負担の軽減**につながる

●事後検証の示唆と今後の取組

- 学校の対応や制服価格の低下といったアウトカムは、事案に応じた多様なアウトプットが組み合わさって発現
- 公正取引委員会としては、関係行政機関とも連携しつつ、学校関係者に対して積極的に本事後検証の結果やこれまでの提言等の周知を図ることによって、学校制服価格の低減を通じた保護者負担の軽減に向けた取組を今後も進めていく

公立中学校における制服の取引実態に関する調査について

- ・公立中学校（学校）は、通常、自ら直接制服を購入することはない。
- ・しかし、実際に制服を購入することで経済的負担を負う生徒・保護者の要望を考慮し、制服の取引に関し、制服メーカー又は販売店に対して、一定の関与を行っている場合がある。

**学校の行為****・学校による制服の取引への関与**

・関与の方法によっては、制服メーカー又は販売店の独占禁止法違反行為を誘発する場合がある。

- ・学校が、制服メーカーに対して、コンペや見積り合わせにおいて、制服メーカーが提示した価格を実際に保護者が購入する際の販売店における販売価格にように求めること等により、制服メーカーが販売店の販売価格の自由な決定を拘束する場合は、制服メーカーの行為が独占禁止法上問題（再販売価格の拘束）となり得る。
- ・学校が販売店間で販売価格を合わせることを依頼すること等により、販売店が共同して販売価格の決定を行う場合は、販売店の行為が独占禁止法上問題（不当な取引制限）となり得る。
- ・学校が新たに指定販売店及び取扱販売店（指定販売店等）としての案内を希望する販売店に対して、既存の指定販売店等との調整等を求めたとき等に、既存の指定販売店等が不当に対応を拒む等した場合は、既存の指定販売店等の行為が独占禁止法上問題（競争者に対する取引妨害等）となり得る。

学校に対して期待する取組

✓ 学校に対しては、制服の取引に関与する際には、制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するように、下記の取組が行われることを期待する。

- (1) 制服メーカー及び指定販売店等の選定について
 - ・制服メーカー間や販売店間の競争を促すことは、生徒・保護者に対して安価で良質な制服が提供される可能性を高めることとなるため、学校においては、コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと等の取組を行うことが望まれる。
 - ・学校が、指定販売店等を案内している状況において、新規の販売店から指定販売店等としての案内の申入れを受け入れるなどして指定販売店等を増やすことは、制服の購入窓口の増加を通じて、生徒・保護者にとってより好ましい取引環境を作り出すこととなるため、指定販売店等を案内している状況では、指定販売店等を増やすことが望まれる。
- (2) 制服の販売価格への関与について
 - ・学校が制服メーカーに対してコンペや見積り合わせを行う際に、学校が制服の販売価格に関与する場合には、コンペや見積り合わせにおいて制服メーカーに求める提示価格を販売店への卸売価格とすること等の方法によることが望まれる。
 - ・学校が販売店に対して販売価格を抑制するよう依頼する場合には、販売店が共同して販売価格の決定を行うといった独占禁止法違反行為を誘発しない方法で行われることが望まれる。

制服メーカー及び販売店に対して期待する取組

✓ 制服メーカー及び販売店に対しては、自ら独占禁止法違反行為を行う場合はもちろんのこと、学校の関与を契機として行われた行為であっても、当該行為が独占禁止法違反行為の要件に該当する場合には、直接法的責任を問われることに留意して、適正な取引が行われることを期待する。

公正取引委員会の今後の取組

✓ 公正取引委員会としては、学校関係者等に対して積極的に調査結果の周知を図るとともに、引き続き、学校における制服の取引の動向を注視し、独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していく。